



貴金属の訪問買い取りにご注意!!

・「古着を買い取る」と電話があり業者が訪問。貴金属はないか、と言うので指輪などを見せたところ、勝手に査定され、代金を渡された。大切な指輪なので返してほしい。
(80才代 女性)



買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

- 不要になった衣類やくつなどの買い取りをきっかけに自宅に上がり込み、貴金属を安く買い取られるという相談が多く寄せられています。このような取引を「訪問購入」と言い、特定商取引法で規制されています。
- 突然訪問してきた業者は家に入れないようにしましょう。
- 書面は必ず受け取り、内容をしっかりと確認するようにしましょう。
- 一度物品を引き渡すと取り返すことが困難な場合がありますので、契約後もクーリング・オフ期間（8日間）内は手元に物品を置いておきましょう。
- 困ったときは、お住いの消費生活センターに相談してください。



少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を！

あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号 **188** (188泣き寝入りと覚えてね)

お近くの相談窓口につながります

